

平成29年10月30日 公告
 「大阪市中央卸売市場本場市場東棟・関連棟量水器取替工事」
 設計図書の一部に落丁がありました。下記正誤表をご確認ください。

正誤表 1/2

訂正箇所	誤	正
<p>設計書 3頁</p>	<p>落丁</p>	<p style="text-align: center;">工 事 内 容</p> <p>本工事は本場に設置した量水器を計量法の規定に基づき、取替を行うものである。</p> <p>1 本工事にて対象とする量水器 本工事にて対象とする量水器の取替台数は、つぎのとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市場東棟（設置場所については別途設計図による） 量水器（パルス式）50mm：48個 ・関連棟（設置場所については別途設計図による） 量水器（パルス式）20mm：73個 25mm： 2個 <p>2 本工事の作業内容 本工事における作業内容については、つぎのとおりとする。</p> <p>(1) 共通確認事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 取替え作業中は必ず現場責任者が立ち会い、トラブル等が発生した場合は速やかに監督職員に連絡すること。 イ 作業は作業範囲周辺にも十分に配慮し、市場業務に支障なきように行うこと。 ウ 監督職員と量水器の取替えに関する手法について協議を行うこと。 エ 関係各所（利用者等）への通知・日程調整等についても請負者で行う。 オ 量水器遠隔検針用検針線の接続についても請負者で行う。 <p>(2) 量水器取替作業要領</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 量水器の取替えは、店舗従業員立会いのもとで実施することを基本とするため、店舗が営業している午前中を中心とした工程とすること。 イ 量水器取替え時に漏水しないよう注意すること。 ウ 取替前に本市担当者に連絡する。 メーターアドレス・テナント名称・場所・口径・計器番号・最終指示値を報告 エ 取替後に本市担当者に連絡する。 テナント名称・場所・口径・新計器番号・検定満了年月・開始指示値を報告 <p>※ 1台毎に上記作業を行います。（まとめでの報告は不可）</p> <p>(3) 報告</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 取替え作業終了後、その日に取替えた量水器のリストを作成し、翌日に監督職員に提出すること。また、工事完了時にはそれらをまとめたリストを提出すること。

訂正箇所	誤	正
<p>設計書 4頁</p>	<p>落丁</p>	<p>(量水器リスト記載事項)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 取付場所 ・ 量水器計器番号 (新設・既設) ・ 量水器取付年月日 ・ 既設量水器最終指針値 ・ 新設量水器初期指針値 ・ 新設量水器検定満了年月 ・ メーターアドレス <p>3 特記事項</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 請負者は、作業前に本市監督職員と作業方法及び内容について事前に打ち合わせを行い、確認を受けること。 (2) 本工事に必要な工具、測定器具、各種消耗品は請負者の負担とする。 (3) 本工事の撤去品 (量水器) については、有価資材とする。 <p>4 量水器の仕様</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取替時に必要なパッキンも付属する。 (2) 日本工業規格 (J I S) 及び (社) 日本水道協会 (J W W A) の規格を満たした製品とし、計量法検定合格品とする。 (3) 遠隔指示式の量水器であるため、積算機構及びパルス機構を取付けたものとする。なお、発信間隔は 1 m³/パルスとする。 (4) 量水器の材質は、鉛を使用していないものとする (鉛レス仕様)。 (5) 量水器は接線流羽根車式又はたて型軸流羽根車式とする。 (6) 接続については特記なき場合は、ねじ接続とする。 (7) その他上記以外の事項については、メーカー標準仕様とする。